新潟市内8区料亭等への芸妓派遣　制度概要

新潟市内8区に所在する料亭等のうち、所定の要件を満たす料亭等が企画する宴席に対し、古町芸妓を原則無料で派遣する。

■派遣対象　　新潟市内8区所在の割烹等のうち、以下の要件を全て満たす者

①それぞれ独立した和室の個室が複数あり、そのうち芸妓派遣の会場となる個室は概ね40帖以上の広さがあること。

②通常の営業形態において、古町芸妓が玄関を入ってから、他の一般客の目に触れずに会場に出入りができる構造であること。

③会場では、顧客が飲食等に使用するスペースとは別に６帖程度の演舞スペースが確保できること。また、顧客の飲食スペースと演舞スペースの間にはソーシャルディスタンスが保てること。

④新潟市による「事業者向け新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン集」に掲載されている各種感染防止対策が徹底されていること。

⑤芸妓が待機する控室が確保できること。

⑥新潟県が定める新型コロナウイルス感染拡大防止対策「飲食店認証制度」の認証を受けていること。但し、認証手続中・認証申請中の場合も対象とする。

■派遣期間　　令和3年7月8日（木）～令和4年1月31日（月）（予算額に達し次第、終了）

※12月28日（火）～1月10日（月）は対象除外期間。

※期間中に新型コロナウイルス感染拡大により新潟県の警報が発令された場合は、派遣事業を一時停止とする。

■利用意向調査締切　　令和3年10月29日（金）

※派遣希望がある場合は、期日までに利用意向申請書を提出すること。

■派遣申込締切　　令和3年12月10日（金）（派遣希望日の10日前までに申し込むこと）

■対象費用　　○芸妓派遣費用（いわゆる『花代』。既定の時間・人数【1 時間・3名】以内の派遣に限り、往復移動時間も含め、全額（最大 140,100 円分）助成対象）

○芸妓派遣に係る往復交通費（タクシー代実費）

○派遣調整手数料（派遣人数によらず、派遣1件につき＠5,000 円）

■派遣条件

①利用意向調査期間に利用意向を表明していること。

②料亭等が自店で主催または開催する宴席で、顧客20名以上が参加すること。

③派遣希望日の10日前までに所定の手続きにおいて正式申込を行うこと。

④芸妓派遣は、会場の状況や芸妓の予約状況等を勘案して、その可否を判断する。

⑤宴席は、12時以降に開始し、また20時までに終了するものに限り、そのうち古町芸妓の派遣は、1時間を限度とする。（移動時間を除く）

⑥芸妓の指名はできない。

⑦原則として、料亭等1軒につき、期間中1度の利用に限る。
⑧利用申込や完了報告等、規定された諸手続きを虚偽なく、遅滞なく行うこと。

■派遣人数　　客数20名以上に対し、古町芸妓3名以内を派遣する。

■備　　考　　・料亭等は、派遣可否の照会からその後の諸手続き全てについて、新潟三業協同組合を通じて行う。
・11月以降の予約に関しては、その中止・取消に対して、開催日の3週間前から助成費用相当額の 50%分の取消手数料が発生する。
・対象事業において、申込者による規定等の違反や不正等が判明した場合、その時期を問わずに派遣決定を取り消す。すでに事業が実施され、派遣が完了していた場合は、申込者に費用全額を請求する。

■問合・申込　　新潟三業協同組合
TEL：025-222-2237　FAX：025-228-5603
対応時間　毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）　午前10時～午後4時

古町芸妓育成支援協議会（新潟商工会議所　まちづくり支援課）
TEL：025-223-6272　FAX：025-229-1788
対応時間　毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）　午前9時～午後5時30分